

◎新潟県公安委員会告示第62号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）第3条第4項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定による医師を次のとおり指定した。

なお、平成24年3月9日付け新潟県公安委員会告示第9号は、廃止する。

平成24年12月4日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

医師の氏名	勤務する医療機関の所在地及び名称	診 断 の 対 象 者
村 竹 辰 之	新潟市中央区古町通五番町608番地301 古町心療クリニック	法第5条第1項第3号の政令で定める病気 (銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年 政令第33号。以下「令」という。）第8条第3 号に定める病気を除く。)にかかっている者並 びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げ る者であるかどうかを調査する必要がある者
田 中 晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
川 室 優	上越市西城町2丁目8番30号 医療法人高田西城会高田西城病院	令第8条第3号に定める病気にかかっている 者であるかどうかを調査する必要がある者
福 多 真 史	新潟市中央区旭町通一番町754番地 国立大学法人新潟大学医歯学総合病院	
田 中 晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の 2に規定する認知症である者であるかどうか を調査する必要がある者
池 内 健	新潟市中央区旭町通一番町754番地 国立大学法人新潟大学医歯学総合病院	
田 中 晋	長岡市藤川1713番地8 特定医療法人楽山会三島病院	
川 室 優	上越市西城町2丁目8番30号 医療法人高田西城会高田西城病院	